

第46回世界遺産委員会会合について（概要）

1. 開催概要

期 間：2024年7月21日～7月31日

会 場：ニューデリー（インド）

2. 主な審議結果

（1）世界遺産一覧表への記載に係る審査

- 推薦書提出資産のうち3件（「レバダス・ダ・マデイラ」（ポルトガル、不記載勧告）、「バチュ文化的景観」（セルビア、不記載勧告）、「イズニク：文明間の変遷の痕跡」（トルコ、勧告が出る前に取り下げ））が取り下げられた。このため27件について審議され、「佐渡島の金山」を含む24件（文化遺産19件、複合遺産1件、自然遺産4件）を新たに記載し、重大な境界線変更（拡張）2件を承認することが決定された。

この結果、世界遺産は総計1,223件（文化遺産952件、複合遺産40件、自然遺産231件）となった。【参考1】

※ 我が国から推薦した「佐渡島の金山」については、基準ivを基に、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない鉱山の遺跡として登録された。併せて、長期的な調査戦略の構築、森林管理ガイドラインの策定などが勧告された。

【参考2】

（2）資産の保全状況に係る審査

- 124件（うち57件は危機遺産）が保全状況審査の対象となった。
この中で議論された内容としては、①都市開発に関わるもの、「ウィーン歴史地区」（オーストリア）等）、②インフラ整備に関わるもの（「ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群」（英国）等）、③資産の劣化に関わるもの（「パナマのカリブ海沿岸の要塞群：ポルトベロとサン・ロレンツォ」（パナマ））④開発計画に関わるもの（「仏陀の生誕地ルンビニ」（ネパール））等）等が挙げられる。
- 審議された案件のうち、「ストーンヘンジ、エーヴベリーと関連する遺跡群」（英国））及び「仏陀の生誕地ルンビニ」（ネパール）については、危機遺産登録が提案されていたものの、審議の結果、危機遺産とすることを明示的に支持する国はなく、修正の上議決された。
- 我が国の世界文化遺産のうち、今回保全状況審査の対象となった案件は以下の通り。
 - 琉球王国のグスク及び関連資産群
2023年6月に実施されたユネスコ・イコモス及びイクロムによるリアクティブモニタリングミッションの報告を受け、2019年10月の火災による

顕著な普遍的価値（OUV）及び重要なアトリビュートへの影響は最小限であることが確認された。また災害後の再建過程が教育的普及啓発活動の機会として利用されたことについて歓迎の意が評され、他の資産に対しても参考例となるべきものとされた。

（３）危機遺産一覧表の更新

世界遺産一覧表記載に係る審査及び保全状況に係る審査における審議の結果、1件の資産が新たに危機遺産一覧表に追加され、1件の資産が解除された。

この結果、危機遺産は56件（文化遺産41件、自然遺産15件）となった。

※危機遺産一覧表に追加された資産（1件）

- 聖ヒラリオン修道院／テル・ウム・アメル（パレスチナ、緊急案件のため記載とともに危機遺産登録）

※危機遺産一覧表から解除された資産（1件）

- ニュー・コロコバ国立公園（セネガル、自然遺産）

（４）第３期定期報告

ヨーロッパおよび北アメリカにおける定期報告書第３サイクルの結果報告、アフリカおよびアラブ諸国地域における第３サイクル行動計画の中間評価報告が行われた。これをもって第３期定期報告が終了したため、全体としての振り返りの議論も行われた。

（５）第４７回世界遺産委員会について

第４７回世界遺産委員会は、２０２５年７月６日～１６日にソフィア（ブルガリア）にて開催予定。

※資産名称についてはいずれも仮訳

審議順	地域	締約国	資産名称 (日本語名は弊社仮訳)	推薦時 評価 基準	諮問機関勧告 (評価基準)	決定	タイプ
1	APA	インド	モイダム アホム王朝の墳墓システム Moidams – the Mound-Burial System of the Ahom Dynasty	(iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	考古遺跡
2	ARB	パレスチナ	聖ヒラリオン修道院/テル・ウム・アメル Saint Hilarion Monastery/ Tell Umm Amer *緊急推薦案件	(ii)(iii)(vi)	なし	I (ii)(iii)(vi)	文化的景観、宗教関連 (キリスト教)
3	EUR/NA	ドイツ/英国/アメリカ合衆国	【拡張】モラヴィア教会の入植地 (「モラヴィア教会の入植地 クリスチャンフェルト」(デンマーク、2015年登録 評価基準 (iii)(iv) の拡張) Moravian Church Settlements [significant boundary modification of ‘Christiansfeld, a Moravian Church Settlement’, Denmark, inscribed in 2015, criteria (iii)(iv)]	(iii)(iv)	OK (iii)(iv)	OK (iii)(iv)	国境を超える推薦、宗教関連
4	ARB	ヨルダン	ウム・アル・ジマール Umm Al-Jimāl	(iii)(iv)(v)	I (iii)	I (iii)	考古遺跡、集落
5	EUR/NA	フランス	テ・ヘヌア・エナタ – マルケサス諸島 Te Henua Enata – Les îles Marquises	(iii)(iv)(vi)(vii)(ix)(x)	IUCN:I イコモス:I (iii) 決定案はI (iii)(vii)(ix)(x)	I (iii)(vi)(vii)(ix)(x)	複合遺産
6	AFR	エチオピア	メルカ・クンチュレとバルチット考古遺跡・古生物遺跡 Melka Kunture and Balchit Archeological and Paleontological Site	(iii)(iv)(v)(viii)	IUCN:N イコモス:I (iii)(iv)(v) 決定案はI (iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v) *文化遺産として記載	考古遺跡 (石器時代)
7	AFR	南アフリカ	現生人類の出現：南アフリカの更新世居住地群 The Emergence of Modern Humans: The Pleistocene Occupation Sites of South Africa	(iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	I (iii)(iv)(v)	考古遺跡
8	AFR	ブルキナファソ	ティエベレの王宮 Royal Court of Tiébélé	(iv)(v)(vi)	I (iii)	I (iii)	宮殿
9	LAC	パナマ	植民地時代のパナマ地峡越えルート The Colonial Transisthmian Route of Panamá *2019年第43回世界遺産委員会において、記載延期となった資産	(ii)(iv)(vi)	R	R	文化の道
10	APA	日本	佐渡島の金山 Sado Island Gold Mines	(iii)(iv)	R (iii)(iv)	I (iv)	鉱山
11	APA	中国	北京の中心軸：中国式首都の理想的秩序を示す建築群 Beijing Central Axis: A Building Ensemble Exhibiting the Ideal Order of the Chinese Capital	(iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)	I (iii)(iv)	歴史都市
12	APA	タイ	プー・プラバット歴史公園 The Phu Phrabat Historical Park	(iii)(v)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	文化的景観
13	EUR/NA	ロシア	ケノゼロ湖の証左 Testament of Kenozero Lake	(iii)(iv)	I (iii)	I (iii)	文化的景観、農村集落
14	AFR	ケニア	ゲデの歴史都市と考古遺跡 The Historic Town and Archaeological Site of Gedi	(ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	考古遺跡、歴史都市
15	AFR	南アフリカ	人権、解放、和解：ネルソン・マンデラの遺産 Human Rights, Liberation and Reconciliation: Nelson Mandela Legacy Sites [Originally submitted on 1 February 2022 – See Decision 18 EXT.COM 4]	(vi)	R	I (vi)	記憶の場 (site of memory)
16	APA	マレーシア	ニア国立公園洞窟群の考古遺産 The Archaeological Heritage of Niah National Park’s Caves Complex	(iii)(v)(vi)	I (iii)(v)	I (iii)(v)	考古遺跡 (先史時代)
17	EUR/NA	イタリア	アッピア街道 街道の女王 Via Appia. Regina Viarum	(iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)(vi)	I (iii)(iv)(vi)	土木遺産、ローマ帝国

審議 順	地域	締約国	資産名称 (日本語名は弊社仮訳)	推薦時 評価 基準	諮問機関勧告 (評価基準)	決定	タイプ
18	ARB	サウジアラ ビア	アル＝フォウ考古地域の文化的景観 The Cultural Landscape of Al-Faw Archaeological Area	(ii)(iv) (v)	I (ii)(v)	I (ii)(v)	文化的景 観、考古遺 跡
19	EUR/ NA	ルーマニア	ブランクーシによるトゥルグ・ジウの記念 物群 Brâncusi Monumental Ensemble of Târgu Jiu [nomination exempted from the limit of Para. 61 of the Operational Guidelines, see Decision 18 EXT.COM 4]	(i)(ii)(v) (vi)	I (i)(ii) *記憶の場のカ テゴリ ーには 該当し ない。	I (i)(ii) *記憶の場のカ テゴリ ーには該 当しない。	文化的景観 *決定 42 COM 8 に より保留 (on hold)と なっていた 資産
20	EUR/ NA	ルーマニア	ローマ帝国の国境線：ダチア Frontiers of the Roman Empire – Dacia	(ii)(iii) (iv)	I (ii)(iii)(iv)	I (ii)(iii)(iv)	軍事、ロー マ帝国
21	APA	イラン	ヘグマタネとハメダン歴史地区 Hegmataneh and Historical Centre of Hamedan	(ii)(iii) (iv)	D	I (ii)(iii) *ハメダン歴史 地区を除外して の記載	歴史都市 (※)

※ハメダン歴史地区の除隊により、考古遺跡に変更されるものと思われる。

「佐渡島の金山」に係る世界遺産委員会決議の概要

1. 記載の可否と基準

- 「佐渡島の金山」を、基準(iv)に基づき、世界遺産一覧表に「記載」する。

基準	価値
iv	「佐渡島の金山」は、世界の他の地域において採鉱等の機械化が進んだ時代に、高度な手工業による採鉱と製錬技術を継続したアジアにおける他に類を見ない事例である。

2. 勧告

- 締約国が以下の事項について配慮することを勧告する。
- a) 「相川鶴子金銀山」の緩衝地帯全域を重要文化的景観に選定し、保護措置を強化すること。
 - b) 事業規模ではなく、提案されている顕著な普遍的価値に対する潜在的影響に基づいた遺産影響評価の仕組みを、景観計画に組み込むこと。
 - c) 将来にわたって、考古学的調査が一貫した学術的見地から行われるよう、長期的な調査戦略を構築すること。
 - d) 地下遺構への影響が最小限となるよう、森林管理のガイドラインを策定すること。
 - e) 鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略を策定し、施設・設備等を整えること。¹
 - f) 収容力調査の実施及び来訪者管理戦略の策定を行い、観光客の増加が推薦資産に負の影響を与えないようにすること。
 - g) 包括的保存管理計画より前から運用されていた計画を見直し、それぞれの内容が、提案されている顕著な普遍的価値の長期的な保全と一貫しているか確認すること。
 - h) かつて採掘が行われたことが明らかになった区域について、将来、国の史跡として指定することを配慮すること。

3. 今後のアクション

- 締約国に対し、イコモスの勧告に沿って、準備が整い次第、修正された資産の境界線と緩衝地帯を記した地図を提出するよう要請する。
- また、第48回世界遺産委員会での審議のため、締約国に対し、2025年12月1日までに、上記勧告の実施に関する報告書を世界遺産センターに提出するよう要請する。

¹ 世界遺産委員会は委員会のサマリー・レコードに記されている決議46 COM 8B.18のパラ4.e)で言及された、鉱業採掘が行われていたすべての時期を通じた推薦資産に関する全体の歴史を現場レベルで包括的に扱う説明・展示戦略及び施設・設備等に関する日本のステートメントに留意する。